

公売保証金納付通知書兼払渡請求書

次の売却区分番号の公売財産に係る公売参加にあたり、公売保証金を金融機関への払い込み等により納付しました。

公売財産の売却区分番号									
公売保証金納付者名 ① 公売保証金の納付者名と入札者名又は買受申込者は同一の者でなければなりません。 ② 法人の場合はその所在地、名称及び代表者名を記載してください。	住所 (所在地)	〒				-			
	電話番号	()					—
	メールアドレス								@
	フリガナ								
	氏名 (名称)								Ⓜ
公売保証金の払渡請求 入札者又は買受申込者本人の口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座への振込みによる払渡しを請求します。								
	氏名 (名称)								Ⓜ
	振込先の金融機関	銀行・組合 金庫・農協・漁協						本店・本所 支店・支所	
	預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段							
口座番号									

整理欄	受理年月日	令和	年	月	日	取扱者印	備考欄 (受付押印欄等)		
	納付確認年月日	令和	年	月	日	取扱者印			
	払出年月日	令和	年	月	日	取扱者印			
	支払年月日	令和	年	月	日	取扱者印			

(注) 入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

割印

金融機関の証明書 (払込金領収書) の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ場合は、その旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「払込金領収書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。金融機関への口座振込以外の場合は貼り付け不要です。なお、貼付けにあたっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。

公売保証金の納付についての注意事項

- 公売保証金納付通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産の売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金納付者は公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※ 公売保証金納付者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は、執行機関が定める期限までに指定の金融機関の口座に入金済みとされていなければなりません。
なお、口座振込等の際に発生する手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※ 執行機関が定める期限までに指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、口座振込の場合は、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を納付した場合は、改めて買受申込みの予定の公売物件に係る公売保証金を納付してください。
なお、誤って納付した公売保証金については、後日返還いたします。
- 最高価申込者とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は「公売保証金の払渡請求書」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
※ 公売保証金は、入札者又は買受申込者本人に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、入札者又は買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 公売保証金の振込先口座については、公売を実施する八街市にお問い合わせください。